

住民基本台帳の一部の写しの閲覧にかかる誓約書
(法人(団体)・個人による申出用)

令和 年 月 日

(あて先)福 島 市 長

住民基本台帳の一部の写しの閲覧にあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。
なお、誓約事項に違反した場合には、閲覧の停止、閲覧記録紙の回収・廃棄等の処分を受けても異議ありません。

申 出 者	氏 名 (法人(団体)の名称及び代表者名)	
	住 所 (所在地)	
	電話番号	
(共同申出者がいる場合) 共 同 申 出 者	氏 名 (法人(団体)の名称及び代表者名)	
	住 所 (所在地)	
	電話番号	
利 用 目 的	(閲覧申出書の「閲覧事項の利用目的」を転記してください。)	

誓 約 事 項

- 1 閲覧に際しては、閲覧時の留意事項を遵守し、担当課職員の指示に従います。
- 2 閲覧により知りえた事項(以下「閲覧事項」という。)については、上記利用目的以外には絶対に使用しません。
- また、閲覧事項については、個人情報保護に関する法律(平成15年法律57号)を遵守し、他に漏れることのないよう厳重に管理し、その目的達成後は速やかに、焼却等の適切な方法により復元できない状況に廃棄処分いたします。
- 3 閲覧事項を、他に譲渡・配布又は販売するなどの法令に違反するような行為はいたしません。
- 4 閲覧事項に基づく調査・訪問などは、相手の意思を尊重し、脅迫などの行為はいたしません。
- また、これにより紛争が生じた場合は、自らの責任で適正に解決いたします。
- 5 閲覧事項の管理の方法
閲覧事項については、次のとおり取り扱います。

管 理 方 法	☐ 紙類(転記用紙、記録用紙(台帳・カード))等 ☐ 記録媒体(HD・FD・CD・MOその他)等
廃 棄 時 期	令和 年 月 日頃(利用目的終了後速やかに)
廃 棄 方 法	☐ 裁断 ☐ 焼却 ☐ 溶融 ☐ 消去 ☐ その他() ※紙類又は記録媒体で取扱いが異なる場合は、個別に記入してください。

- 6 閲覧に基づく事業が完了後、速やかに公表結果が確認できる資料を添えて「報道・学術研究等の公表結果報告書」を提出します。
- 7 閲覧事項の削除・廃棄等の処理完了後、速やかに結果が確認できる資料を添えて「データ削除・廃棄等の処理状況結果報告書」を提出します。

※ 偽りその他不正な手段により住民基本台帳の一部の写しの閲覧をした場合は、住民基本台帳法第50条の規定により30万円以下の過料に処せられることを承知します。

※ 個人情報保護法が定める個人情報の取扱義務に違反した場合は、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることがあることを承知します。